

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入します。



【選択制の対象となる品目】

●固定用スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

※複数個を購入される場合には必要性を確認します。

複数個の必要性(使用用途が異なる等)を、申請書に記載してください。

●歩行器(歩行車を除く)

脚部が全て杖先ゴム等の形状である固定式歩行器または交互式歩行器(車輪・キャスターがついている「歩行車」は除きます)

●単点杖(松葉杖を除く及び多点杖)

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖(松葉つえは除きます)

※複数個を購入される場合には必要性を確認します。

複数個の必要性(使用用途が異なる等)を、申請書に記載してください。



問 98 特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。

(答)

居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

問 105 スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

(答)

取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

介護保険最新情報 Vol.1225 より

問 9 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

(答) 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。

また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

【貸与と販売の選択制に伴う判断体制・プロセス】



●選択制の対象福祉用具の提供にあたり、福祉用具専門員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ・利用者の選択に当たって必要な情報の提供
- ・医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



問 101 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

(答)

利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）

等が考えられる。

※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・ 固定用スロープ：13.2ヶ月
- ・ 歩行器：11.0ヶ月
- ・ 単点杖：14.6ヶ月
- ・ 多点杖：14.3ヶ月

問 102 担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

(答)

相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

介護保険最新情報 Vol.1225 より

問 6 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的な所見を取得することは可能か。

また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的な所見とすることは可能か。

(答) 選択制の提案に必要な医学的な所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

問 7 選択制の検討・提案に当たって医学的な所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？

(答) 聴取の方法や様式に特段の定めはない。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

問 8 一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得する必要があるのか？

(答) 販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

〈貸与後〉※福祉用具専門相談員が実施

- ・利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討

〈販売後〉

- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し
必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・商品不具合時の連絡先を情報提供



問 103 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

(答) 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

介護保険最新情報 Vol.1225 より

問 104 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するの
か。

(答)

販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

介護保険最新情報 Vol.1225 より

問 3 福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。

(答) 福祉用具貸与計画における次回のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況や ADL に 著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載
することも考えられる。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

問4 福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期は、どのように検討すればよいのか。

（答） 利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

問5 選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

（答） いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

問10 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

（答） 利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。

介護保険最新情報 Vol.1261 より

【選択制の福祉用具を購入した際の申請方法について】

通常の特典福祉用具販売と同様の申請方法となります

〈提出物〉

- ・申請書
- ・カタログなどの写し
- ・領収書(原本)



※医師やリハビリ職等の意見を求める必要性がありますが、別途書面の提出は不要とします(今後変更となる可能性あり)。
サービス計画書や申請書の福祉用具が必要な理由欄にて、専門職へ情報収集や利用者への十分な説明を行ったこと等が分かるように記載してください。

重 要

【特定福祉用具における支給基準限度額について】

昨年度同様10万円/年となります。

特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額については、選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握し、その結果を踏まえ、今後検討を行います。

(厚生労働省介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会対応の方向性に関する取りまとめより)

【Q&A(実際にあった問い合わせ)】

Q.今まで使用していた福祉用具購入費支給申請書の様式から変更はあるか。

A.特に変更はありません。

Q.同一品目(スロープ等)を購入する場合の申請書の記入方法が知りたい。

A.同一商品の場合に限り1段に省略可能とします。

以下の通り、空いているスペースに数量と単価を記入してください。

同一種目で商品名が異なる場合は分けて記入をお願いします。

福祉用具名 (種目名及び商品名)	製造事業者及び 販売事業者名	購入金額	購入日
固定用スロープ 2つ	〇〇株式会社	20,000円	〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇スロープ	〇〇介護用品	(単価10,000円)	

Q.専門職からの意見聴取とありますが、介護支援専門員からの意見聴取でも可能か。

A.基本的には以下の記載の通りとなります。

(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 介護保険最新情報 Vol.1213 より)

十二 特定福祉用具販売

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)～(3) (略)

(4) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成

① (略)

② 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、同条第2号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければならない。

また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとする。

なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

Q.福祉用具貸与及び販売品目の判断基準について知りたい

A.介護保険福祉用具の販売品目については、(公財)テクノエイド協会の判断を基準としており、TAISコードを取得している福祉用具のみを給付対象用具としています。

詳細については、下記リンク先のテクノエイド協会ホームページをご参照ください。

〈参考〉(公財)テクノエイド協会 HP 福祉用具検索画面 URL

<http://www.techno-aids.or.jp/TaisCodeSearch.php>

Q.玄関先等で一時的に使用する可搬型スロープは購入の対象に含まれるか

A.以下の記載の通りとしています。

スロープ

厚生省告示第93号(以下「貸与告示」という。)第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものを行い、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。